

岐阜県農地中間管理機構と岐阜県土地改良事業団体連合会との農地中間管理
事業に係る連携に関する協定書

平成29年 8月 4日

甲 岐阜県農地中間管理機構
一般社団法人岐阜県農畜産公社

理事長

平エス義


乙 岐阜県土地改良事業団体連合会

会長

藤原 勉


立会人 農林水産省東海農政局

局長

田辺義貴


立会人 岐阜県農政部

部長

熊崎政之


岐阜県農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）（以下「甲」という。）及び岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「乙」という。）は、農林水産省及び岐阜県を立会人として、農地中間管理事業（以下「本事業」という。）を活用した農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が本事業に係る連携のもと、農地の基盤整備事業の実施地区、計画地区及びそれらが見込まれる地区（以下「実施地区等」）における農業経営の規模拡大や農地の集積・集約化を促進し、農地利用の効率化や高度化を図るとともに、本事業の利活用の促進を図ることを目的とする。

（農地中間管理事業の活用促進）

第2条 甲及び乙は、本事業の活用を通じた効率的かつ適正な農地利用を促進するため、次に掲げる事項に積極的に取り組むこととする。

- (1) 実施地区等に関する情報を共有するとともに、連携して本事業の利活用の促進に努めること。
- (2) 実施地区等において、本事業を活用した担い手への農地の集積・集約の促進に努めること。

（公表及び周知）

第3条 甲、乙は、本協定の内容を公表し、県内の農業者、土地改良区及び自治体を含め広く周知する。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、甲及び乙のいずれもが期間満了の3か月前までに協定を更新しない旨の意思表示を行わなかった場合は、さらに1年間を延長し、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人署名押印の上、各自その1通を所持する。